

天草市立図書館雑誌スポンサー制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市広告掲載要綱（平成19年天草市告示第251号。以下「掲載要綱」という。）及び天草市広告掲載基準（平成19年天草市告示第252号。以下「掲載基準」という。）に基づき、天草市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、天草市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者へ提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）に広告を掲載する者（以下「雑誌スポンサー」という。）を募ることにより、新たな図書資料等を確保し、雑誌コーナーの充実を図るものとする。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入代金として毎年度別に定める広告掲載料を支払うものとする。

3 図書館は、提供雑誌の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの適用外対象者)

第3条 掲載基準第4条各号に掲げる業種、事業者等のほか、個人は、雑誌スポンサーになることができない。

(掲載の規格)

第4条 第2条第3項のカバー表面に掲載する広告の大きさは縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内、地色は白色、文字は黒色とし、カバー裏面に掲載する広告の大きさは、そのカバーに収まるサイズのものであって、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用することとする。

(掲載しない広告)

第5条 掲載要綱第3条第2項及び掲載基準第5条に定める広告は掲載しない。

2 申込者が広告主でない広告は掲載しない。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、4月1日又は天草市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が掲載を決定し、広告掲載料の納付を確認した日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 雑誌スポンサーに応募しようとする者は、天草市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申込みがあったときは、第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、天草市立図書館雑誌スポンサー(決定・却下・取消・中止)通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。この場合において、同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順により決定を行うものとする。

3 掲載が決定された雑誌スポンサーは、教育委員会に対し、前項の通知を受け取った後速やかに、誓約書(様式第3号)を提出しなければならない。

(支払方法)

第8条 雑誌スポンサーは、広告掲載料を教育委員会が定める日までに支払うものとする。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

第9条 雑誌スポンサーは、提供雑誌が休刊又は廃刊になった場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消)

第11条 教育委員会は、雑誌スポンサーが、第5条又は掲載要綱第9条に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 申込書に、虚偽の内容があったとき。
- (3) 倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (4) 書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

2 教育委員会は、市の都合により広告の掲載を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

3 前2項の理由により広告掲載の取消し又は中止をした場合は、天草市立図書館雑誌スポンサー(決定・却下・取消・中止)通知書により広告主に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 この要領は、平成26年12月5日から施行する。

